

労働者派遣事業に関わる情報

労働者派遣法第23条第5項に基づき、弊社の労働者派遣事業の状況に関する情報を公開致します。

《対象期間》

2024年度：2023年11月1日 ～ 2024年10月31日

1. 労働者派遣の実績及びマージン率など

派遣労働者数 (R6.10.31現在)	派遣先 事業所数	①労働者派遣の料金 (1日8時間当たりの平均)	②派遣労働者の賃金 (1日8時間当たりの平均)	マージン率 {① - ②} ÷ ①
11	4	23,924円	11,683円	46.9%

マージン率には派遣元事業者として下記費用を含みます。

- 社会保険料の会社負担分（健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料、労災保険料）
- 教育訓練や研修、資格試験等の補助費用
- 健康診断や年次有給休暇、親睦会費用等の福利厚生費
- 営業担当者及び人事担当者等の人件費や営業活動諸経費、福利厚生費
- オフィス賃借料、求人広告、通信費等の諸費用
- 営業利益 など

2. 教育訓練に関する事項

- ・新規採用者訓練
- ・サーバー基礎研修
- ・マネジメント研修
- ・ITリテラシー研修
- ・ネットワーク応用研修
- ・情報セキュリティ研修
- ・ネットワーク基礎研修
- ・サーバー応用研修
- ・安全衛生教育 など

3. 労働者派遣法30条の4第1項の労使協定の締結の有無

有（有効期限：2024年5月1日～2025年4月30日 対象：すべての派遣労働者）

株式会社セリオラ

香川県高松市磨屋町5-9 プラタ59 6F

（派遣事業許可番号 派 37 - 300274）